令和５年６月８日

高知市基幹型地域包括支援センター

「高知市地域包括支援センター運営業務委託」公募型プロポーザルに係る質問及び回答

「高知市地域包括支援センター運営業務委託」公募型プロポーザル実施要領等に係る質問及び回答は，以下のとおりです。

質問番号	質問事項	質問内容	回　答
1	生活支援コーディネーター及び介護支援専門員などの増員に係る事務所設置等について	生活支援コーディネーターや介護支援専門員などの人員増員をした場合も現在使用している事務所でよいのか，相談スペースの確保など，事務所の設置基準などがあるのであれば知りたい。 人員を増員した場合，事務員や介護支援専門員は同建物内に所属していないといけないか。	設備については特段の条件はありませんが，個人情報を取り扱うことから，情報管理を確実に行うため，他事業所と執務場所や個人情報等の管理場所を区別する必要があります。また，個人情報管理に関する管理ルール等を定め，個人情報保護に関する対策を講じていただく必要がありますが，情報管理等が適切に行えるのであれば，他事業所と併設でも構いません。 次に相談室等については，相談に訪れた高齢者等からの相談内容が他に漏れないよう面談可能な場所が必要ですが，センター専用の場所を設ける必要は無く，相談者のプライバシーに配慮しつつ，法人施設の会議室を利用する等の形式でも構いません。 事務所については，高齢者からの相談業務を行うことを踏まえて，担当地区内に事務所を設置していただく必要がありますが，事務所設備（机，書棚，相談室等）が独立しておく必要は無く，法人施設の一部であっても構いません。また，法人施設の一部等で設置する場合は，地域包括支援センターの場所が明確に分かるように案内表示をしてください。 なお，上記要件等を満たしており，適切なスペースを確保しておれば，現在使用されています事務所で構いません。 可能な限り増員した事務員は同執務場所にて業務をしていただきたいと思いますが，業務に支障がなければ，同建物内の所属でな

			くても構いません。また，介護支援専門員については，専用のシステムを使用することとなりますので，同執務場所で業務をしていただくこととなります。
2	生活支援コーディネーター及び介護支援専門員などの増員に係る委託費について	生活支援コーディネーターや介護支援専門員などの人員増員者を，年度途中で配置した場合の委託費はどのような扱いになるのか。	年度途中の人員配置に係る実際に要する経費（提案限度価格以内）が委託費となります。
3	受託費用見積もりについて	ページ　：運営業務委託仕様書　１３ページ 該当箇所：募集圏域・専門職員配置人数・提案限度価格等について（別紙１） 事業内容提案書の受託費用見積額は，生活支援コーディネーターやケアプランナーの配置予定であれば，提案限度価格を基とした見積額の記載で構わないか。 現在，法人業務と兼務の事務員を配置している。ケアプランナーを配置した場合，当該職員がケアマネジャーの事務的業務を行うことで事務員費を請求する事は可能か。	事業内容提案書の受託費用見積額は，生活支援コーディネーターやケアマネジャーを配置予定であれば，仕様書の別紙１の提案限度価格以内の見積額として下さい。 ケアマネジャーを配置した場合，法人業務と兼務の事務員がケアマネジャーの事務的業務を行うのであれば，本業務に対応する事務員費を請求することは可能です。